ケアハウス栗橋翔裕園　利用料金表

【月額利用料】 令和5年9月1日より　　※1ヶ月30日として算定 （ 単位:円 ）

要介護度別	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険1割負担	―	6,563	10,946	19,101	21,357	23,748	25,934	28,313
介護保険2割負担	―	13,125	21,892	38,201	42,713	47,495	51,868	56,625
介護保険3割負担	―	19,688	32,838	57,301	64,070	71,242	77,802	84,937
上乗せ介護費用	―	11,544	19,303	33,555	37,525	41,732	45,582	49,731
サービス提供費（事務費）	10,000～54,100	10,000 ～ 19,800 ※前年の所得により段階があります。						
生　活　費（食材費及び共用部光熱水費）	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500	44,500
管　理　費（居住に要する費用）	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
居室に係る光熱水費	電気代・・・個メーターにて使用した分				水道料・・・1,000円（基本料金相当）			
合　計(1割)	154,600	138,407	150,549	172,956	179,182	185,780	191,816	198,344
合　計(2割)		144,969	161,495	192,056	200,538	209,527	217,750	226,656
合　計(3割)		151,532	172,441	211,156	221,895	233,274	243,684	254,968

○上記合計額は夜間看護体制加算、サービス提供体制強化加算、科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算、医療機関連携加算、介職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を含めた料金です。その他、退院・退所時連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算など要件を満たした場合は加算されます。

○上乗せ介護費用は、介護保険法で定めた基準（3:1）を上回る人員配置（2.5:1）に要する費用となります。

○サービス提供費及び生活費は、国の改定により変更があります。

○サービス提供費は前年度の年収により階層区分があります。階層によりご本人負担額・助成額が確定します。

○11月～3月は1,960円の冬季加算が加算されます。国の改定により変更があります。

【その他実費となるもの】

医療費、電話代、新聞購読費、日用消耗品、おむつ代、理美容代等の個人的なことに関する費用は実費です。

その他、行事やクラブ活動などで実費が生じる場合がございます。

ケアハウス栗橋翔裕園　利用料金表

【介護保険利用者負担分】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位／日	182 単位	311 単位	538 単位	604 単位	674 単位	738 単位	807 単位
加算	―	―	①夜間看護体制加算　10単位/日				
	②サービス提供体制強化加算 Ⅲ　6単位/日						
	③科学的介護推進体制加算　40単位/月						
	④医療機関連携加算　80単位/月						
	⑤介護職員処遇改善加算　（Ⅰ）（基本サービス費 ＋ 各種加算・減算 × ８．２％）						
	⑥介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（基本サービス費 ＋ 各種加算・減算 × １．２％）						
	⑦介護職員等ベースアップ等支援加算（基本サービス費 ＋ 各種加算・減算 × １．５％）						

【各種加算について】

① 夜間看護体制加算　<u>※要支援1・2は加算なし</u>

「重度化対応指針」を策定したうえで、看護職員との24時間連絡体制をとり夜間の緊急時においても医療機関と連携し対応を図る

② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

直接処遇職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上 ⇒ 6単位

③ 科学的介護推進体制加算 ⇒ 以下のいずれにも該当した場合40単位/月

・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること

・必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

④ 医療機関連携加算

・利用者の健康状態を記録し協力医療機関や主治医に対して情報提供を実施 ⇒ 80単位/月

⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

（基本サービス費＋各種加算・減算）×８．２％

⑥ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

（基本サービス費＋各種加算・減算）×１．２％

⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算

（基本サービス費＋各種加算・減算）×１．５％

⑧ 退院・退所時連携加算　<u>※要支援1・2は加算なし</u>

医療提供施設を退院・退所した利用者を受け入れた場合 ⇒ 30単位/日 ※入居から30日以内に限る

⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算

職員が、利用開始及び利用中6ヵ月ごとに利用者の口腔と栄養状態について確認し、その情報を介護支援専門員に提供していること ⇒ 20単位/回 ※6ヵ月に1回を限度とする

⑩ 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図るための委員会の開催・職員への周知・研修の定期開催の措置を行なわない場合⇒10%/日減算

【介護保険以外の利用料】

管理費	55,000円	家賃相当
生活費	44,500円	食材料費及び共用部の光熱水費
上乗せ介護費用	介護度及びサービス提供日数により　異なります。	介護保険給付基準を上回る職員体制 介護・看護職員の配置率　２．５　：　１
サービス提供費（事務費）	10,000円～19,800円 ※対象収入により階層区分あり	前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入で認定します。収入の申告は入居後毎年手続きが必要となります。
居室に係る光熱費	電気代・・・個メーターにて使用した分	水道料・・・1,000円（基本料金相当）
冬期加算（11月～3月）	1,960円	

【サービス提供費（事務費）について】　※対象区分により階層別となり、県の助成があります。

対象収入による階層区分	本人からのサービス提供費徴収額		サービス提供費助成額	
	要支援要介護者	自立者	要支援要介護者	自立者
①　1,500,000円以下	10,000円	10,000円	9,800円	43,200円
②　1,500,001円　～　1,600,000円	13,000円	13,000円	6,800円	40,200円
③　1,600,001円　～　1,700,000円	16,000円	16,000円	3,800円	37,200円
④　1,700,001円　～　1,800,000円	19,000円	19,000円	800円	34,200円
⑤　1,800,001円　～　1,900,000円	19,800円	22,000円	0円	31,200円
⑥　1,900,001円　～　2,000,000円	19,800円	25,000円	0円	28,200円
⑦　2,000,001円　～　2,100,000円	19,800円	30,000円	0円	23,200円
⑧　2,100,001円　～　2,200,000円	19,800円	35,000円	0円	18,200円
⑨　2,200,001円　～　2,300,000円	19,800円	40,000円	0円	13,200円
⑩　2,300,001円　～　2,400,000円	19,800円	45,000円	0円	8,200円
⑪　2,400,001円　～　2,500,000円	19,800円	50,000円	0円	3,200円
⑫　2,500,001円　～	19,800円	54,100円	0円	0円